

東京都卸売酒販組合定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 組合は、組合員の緊密な連絡親和と相互扶助の精神に基づき、酒税の円滑な納税を促進し、酒類業界の安全と健全な進歩発展のために必要な事業を行い、組合員の自主的、且つ、自由公正な事業活動の機会を確保し、もって酒税の保全に協力し、及び共同利益の増進を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 組合は、東京都卸売酒販組合と称する。

(地 区)

第 3 条 組合の地区は、東京都一円の区域とする。

(事 業)

第 4 条 組合は、次に掲げる事業を行う。

1. 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）の規定に基く酒税の保全措置の実施に対する協力。
2. 酒税法の規定により組合員が提出する申告書等の取りまとめ。
3. 国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達。
4. 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号。以下「組合法」という。）第 84 条の規定に基く財務大臣の勧告又は命令及び同法 86 条の 2 の規定に基く制限販売価格制度の実施に対する協力。
5. 組合法第 86 条の規定に基く基準販売価格制度の実施に関する必要な施設。
6. 組合法第 86 条の 5 に規定する酒類の種類等の表示の実施に対する協力。
7. 酒税法及び組合法の規定に基く検査取締に対する協力並びに組合員の酒税法違反を未然に防止するために必要な啓もう及び指導。
8. 原価の引下げ、能率の増進その他組合員の経営の合理化（酒類取引の円滑な運行及び消費者の保護に資するために必要なものを含む。）を遂行するため特に必要な場合において、次に掲げる事項についての規制（当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。）
 - イ 組合員の酒類の販売のための施設
 - ロ 組合員の酒類の容器
 - ハ その他組合員が販売する酒類の販売方法
9. 組合員の販売する酒類その他その販売に要する物品の購入のあっせん及び組合員の販売する酒類のあっせん。
10. 組合員の資金の借入のあっせん（あっせんに代えてする資金の借入及びその借入れた資金の組合員に対する貸付を含む。以下同じ。）
11. 組合員の福利厚生に関する施設。
12. 組合員の事業に関する経営の合理化又は知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設。

- 1 3. 商業道徳の高揚のための講演会等の開催。
- 1 4. 酒類販売業に関する功労者の表彰。
- 1 5. 前各号の掲げる事業を行うために必要な調査、研究及び検査並びにこれらに関する資料、報告、図書等の刊行物の発行。
- 1 6. その他組合の目的達成のために必要な事業。
(事務所の所在地)

第5条 組合は、事務所を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第6条 組合の公告は、事務所の掲示板に掲示して行う。

(通知又は催告)

第7条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載した組合員の住所にあててする。

- 2 組合員が組合から通知又は催告を受ける場所を指定して組合に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、その指定した場所にあててする。

(規 約)

第8条 この定款で定めるものを除くほか、業務の執行、会計の処理、その他組合の運営に関し必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 組 合 員

(組合員の資格)

第9条 組合員たる資格を有するものは、組合の地区内において販売場を有する酒類卸売業者とする。

(加 入)

第10条 組合に加入しようとするものは、加入申込書を組合に差し出さなければならない。

- 2 前項の加入申込書には、次に掲げる事項を記載し、申込者がこれに署名しなければならない。

1. 氏名又は名称
2. 住 所
3. 組合の地区内にある販売所の位置
4. 販売する酒類の種類
5. 販売業の業態
6. 媒介業者又は代理業者にあつては、その旨

- 3 第1項の加入申込書には、組合員たる資格を有することを証する書面を添付しなければならない。

- 4 第1項の規定による申込をしようとするものが法人であるときは、第二項に掲げる事項のほか、その法人を代表すべき者の氏名及び住所をも加入申込書に記載しなければならない。

- 5 第1項の規定による加入の申込があつたときは、理事会でその諾否を決する。

6 前項の諾否を決したときは、その旨を書面をもって当該加入の申込をしたものに通知する。

(相 続)

第 1 1 条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有するものが、相続開始後 90 日以内に組合に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続人は相続開始のときにさかのぼって組合員となる。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された 1 人の相続人に限り前項の申出をすることができる。

3 前 2 項による加入の申出をしようとする相続人は、加入申込書を組合に差し出さなければならない。

4 前項の加入申込書には、前条第 2 項各号に掲げる事項のほか、被相続人の氏名を記載し、申出者が署名しなければならない。

5 第 3 項の加入申込書には、組合員たる資格を有することを証する書面、相続の事実を証する書面及び第 2 項に該当する場合は相続人の同意のあったことを証する書面をそれぞれ添付しなければならない。

(法定脱退)

第 1 2 条 組合員は、次の事由により当然に組合を脱退する。

1. 組合員たる資格の喪失
2. 死亡又は解散
3. 除 名

(任意脱退)

第 1 3 条 組合を脱退しようとする組合員は、脱退しようとする事業年度末から 90 日前までに、その旨を記載した書面を組合に差し出して予告し、その事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(除 名)

第 1 4 条 次の各号の 1 に該当する組合員は、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の会日の十日前までにその組合員に対して、除名に関する議案を総会に提出する旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与える。

1. 組合の事業を妨げようとする行為のあった組合員
 2. 次条に規定する義務を怠った組合員
 3. 第 3 1 条の規定により組合が実施する協定に違反した組合員
 4. 酒税法若しくは、組合法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ刑の執行を受けることになった組合員又は国税犯則取締法（明治 33 年法律第 67 号）若しくは関税法（昭和 29 年法律第 61 号）の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した組合員
 5. 前各号のほか、組合の信用を著しくき損し又は失墜する行為のあった組合員
- 2 組合員を除名したときは、その旨及び除名の理由を記載した書面をもって、除名した

組合員に通知する。

(経費等の納付義務)

第15条 組合員は、規約で定めるところにより、組合の経費の賦課金並びに使用料及び手数料並びに過怠金を組合に納付しなければならない。

(届出等の義務)

第16条 組合員は、次に掲げる場合においては、7日以内に、当該各号に掲げる事項を組合に届け出なければならない。

1. 第10条第2項各号及び第4項に異動を生じたときは、異動事項
 2. 酒類卸売業を1年以上休止し、又はこれを再開したときは、その旨
- 2 組合員は、理事会において必要と認めて組合員に報告を求めた事項につき、理事会で定めた期間内に、組合に報告しなければならない。

第3章 役員、顧問、相談役、職員及び検査員

(役員)

第17条 組合に、次の役員を置く。

理事 30人以内

監事 3人以内

- 2 理事のうち1人を理事長、5人以内を副理事長、1人を専務理事とし、理事会の議決で決める。

(役員任期)

第18条 役員任期は、選任された通常総会後第2回目の通常総会の終結の時をもって満了する。

- 2 増員又は補充のため選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、他の理事又は監事の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、任期が満了し、又はその全員が辞任しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員は、再任されることを妨げない。

(役員選任)

第19条 役員は、総会において、組合員若しくは組合員たる法人の役員又はこれらの者以外の者で酒類販売業に関し学識若しくは経験を有する者のうちから選出する。

- 2 役員のうち、前項の規定により学識又は経験を有する者のうちから選任される役員の数、役員総数の4分の1をこえることができない。

(理事の職務)

第20条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して組合の常務を執行し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して組合の業務を執行し、理事長及び副理事長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

4 理事長、副理事長及び専務理事ともに事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事のうち1人が理事長の職務を代行する。

(監事の職務)

第21条 監事は、組合の業務を監査する。

(役員解任)

第22条 組合は、総会の議決により、正当の事由があると認めるときは、役員を解任することができる。

2 総会において、前項の規定による役員解任の議決をしようとする場合には、当該役員に弁明する機会を与える。

(役員兼職禁止)

第23条 組合の理事又は監事は、小売酒販組合又は酒造組合の理事又は監事を兼ねることができない。

(顧問及び相談役)

第24条 組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役の任期は2年とする。

4 顧問及び相談役は、組合の業務執行上の重要事項について理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。

(職員)

第25条 組合に、次の職員を置くことができる。

事務職員 若干名

技術職員 若干名

2 職員の任免は、理事会の議決により、理事長が行う。

3 職員は、理事長及び専務理事の命を受けて組合の業務に従事する。

(検査員)

第26条 組合に、第31条の規定に基く協定（以下この条及び第32条において「協定」という。）の実施を検査するため、検査員を置くことができる。

2 検査員の定数、任免その他検査の実施に関し必要な事項は、協定で定める。

3 検査員は、協定の実施を検査するため、組合員の営業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4 検査員は、前項の検査をしようとする場合には、組合が発行する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

5 前項の証票の様式は規約で定める。

第4章 業務の執行

(理事会)

第27条 理事会は、理事の全員をもって組織する。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事の総数の3分の1以上の者が必要があると認めるときは、何時でも理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求した理事は、同項の請求をした日から15日以内に正当な理由がないのに理事長が理事会の召集手続きをしないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続き)

第28条 理事会を招集するには、会日の7日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各理事に通知してする。

2 前項の通知は、理事の全員の同意があるときに限り、省略することができる。

(理事会の議事)

第29条 理事会の議事は理事の総数の3分の2以上が出席して、その理事の過半数で決する。

(理事会の附議事項)

第30条 理事会には、この定款に特別の定めがあるものを除くほか、次の事項を附議する。

1. 総会に提出する議案

2. 前号のほか、業務の執行に関して必要な事項

(協定の実施)

第31条 総会において、第40条第5号に掲げる協定の設定又は変更を議決したときは、組合は、財務大臣の認可を受けて(組合法第43条第1項但書の規定の適用を受ける場合及び組合法第45条第1項の命令に基いて変更した場合を除く。)当該協定で定めるところにより、これを実施する。

(過怠金)

第32条 組合は、協定に違反した組合員に対し、規約で定めるところにより、過怠金を課することができる。

2 前項の過怠金の額は、20万円の範囲内において、協定で定める。

3 第1項の過怠金は、協定が効力を失った後においても、その効力を失った日以後90日以内は、なお当該協定の定めるところにより、これを課することができる。

第5章 総会

(総会)

第33条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後60日以内に、臨時総会は必要に応じ随時招集する。

3 総会は、組合法に特別の定めがある場合を除くほか、理事会の議決を経て、理事長がこれを招集する。

(総会の招集手続)

第34条 総会を招集するには、会日の10日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各組合員に通知してする。但し、臨時総会の招集は、会日の7日前までに通知してする。

(議決権)

第35条 組合員は、各1個の議決権を有する。

2 組合員は、前条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができる。この場合においては、その組合員の親族(組合員が法人である場合は、その役員)若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 代理人は、代理権を有することを証する書面を、組合に差し出さなければならない。

(総会の議長)

第36条 総会の議長は、総会ごとに選任する。

(総会の議事)

第37条 総会の議事は、第40条に規定する場合を除くほか、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の附議事項)

第38条 総会には、この定款で特別に定めるもののほか、次の事項を附議する。

1. 毎事業年度の事業計画
2. 収支予算の設定及び変更
3. 借入総金額の最高限度
4. 規約の設定、変更又は廃止
5. 前各号のほか、理事会で必要と認めて総会に提出した事項

(緊急議案)

第39条 総会は、第34条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても、緊急に議決する必要があると認めた事項に限り、附議することができる。

(総会の特別議決)

第40条 次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権を3分の2以上の多数による総会の議決を要する。

1. 定款の変更
2. 第45条第1号の規定による解散
3. 合併
4. 組合員の除名
5. 組合法第43条第1項の規定による協定の設定、変更又は廃止

第6章 会 計

(事業年度)

第41条 組合の事業年度は1年とし、毎年4月1日から始まり、その翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第42条 組合の経費は、国から交付される交付金、組合員から徴収する組合の経費の賦課金、組合員から徴収する使用料及び手数料、組合員に課する過怠金並びに寄附金等

をもって支弁する。

(経費の賦課)

第43条 組合は、組合員に対し、組合経費の賦課金を賦課する。

- 2 前項の賦課金の賦課金額、賦課方法、徴収期限、徴収方法その他賦課及び徴収に関し必要な事項は、規約で定める。

(使用料及び手数料)

第44条 組合は、組合が第4条に規定する事業として設置した施設を組合員の利用に供した場合には、その組合員から使用料を徴収することができる。

- 2 組合は、組合が第4条に規定する事業として、組合員に対し酒類の販売、資金の借入その他あつせんをし、及び指導をし、又は検査(第26条の規定による検査を除く。)を行なった場合には、その組合員から手数料を徴収することができる。
- 3 組合に加入する者から加入の手数料を徴収することができる。
- 4 前各項の使用料及び手数料の徴収金額、徴収期限、徴収方法その他使用料及び手数料の徴収に関する必要な事項は、規約で定める。

第7章 解散及び残余財産の処分

(解散)

第45条 組合は、次の掲げる事由によって解散する。

1. 総会の議決
2. 合併
3. 破産
4. 組合法第90条の規定による財務大臣の解散命令

(残余財産の処分)

第46条 組合が解散し、精算の結果残余財産があるときは、精算人は、財務大臣の承認を受けて、組合の目的に類似する目的のためにその財産を処分する。

附 則

1. 組合の設立当初の事業年度は、この組合成立の日から昭和28年12月31日までとする。
2. 組合の成立当初の理事及び監事は、第19条の規定にかかわらず創立総会において、組合に加入の申込をなした組合員たる資格を有する者、若しくは組合員たる資格を有する法人の役員、又は酒類販売業に関し学識又は経験を有する者のうちから、選任する。
3. 組合成立当初の理事及び監事の任期は、第18条の規定にかかわらず最初の通常総会の日までとする。
4. 組合の負担に帰すべき設立費用は、金20万円以内の範囲内において、組合員の分担金より支弁する。

附 則 (昭和29年3月11日認可)

この定款は、大蔵大臣の認可の日から施行する。

附 則（昭和 32 年 3 月 18 日認可）

この定款は、大蔵大臣の認可の日から施行する。

附 則（昭和 32 年 10 月 17 日認可）

この定款は、大蔵大臣の認可の日から施行する。

附 則（昭和 35 年 5 月 2 日認可）

この定款は、大蔵大臣の認可の日から施行する。

附 則（昭和 39 年 3 月 27 日認可）

この定款は、大蔵大臣の認可の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 3 月 17 日認可）

この定款は、大蔵大臣の認可の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 30 日認可）

この定款は、大蔵大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 6 日認可）

この定款は、大蔵大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 11 日認可）

1. この定款は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 11 年 1 月 1 日から始まる事業年度は、平成 11 年 3 月 31 日までとする。
3. 平成 11 年 4 月 1 日から始まる事業年度に開催される通常総会において選任された役員に任期は、第 18 条の規定にかかわらず、平成 12 年に開催される通常総会の日までとする。
4. 平成 11 年 4 月 1 日から始まる事業年度に開催される通常総会時に、在任する顧問及び相談役並びに新たに就任した顧問、相談役の任期は、第 24 条の規定にかかわらず、平成 12 年に開催される通常総会の日までとする。

附 則（平成 13 年 6 月 11 日認可）

5. この定款は、財務大臣の認可の日から施行し、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則（平成 20 年 7 月 28 日認可）

6. この定款は、財務大臣の認可の日から施行する。